

高浜町一般廃棄物（ごみ）処理計画【概要版】

令和6年3月

1 計画作成の目的

高浜町（以下「本町」という。）では、平成29年度に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「前計画」という。）を策定し、排出抑制・資源化の推進、安全で効率的なごみ処理に努めてきました。その後、計画策定の前提となっている諸条件が変動していること、前計画の中間目標が令和5年度であることから、これまで進めてきた施策や成果をもとに、前計画を見直すこととしました。

2 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、国・福井県等の関係計画や本町の上位計画と整合を図り策定します。

3 計画の期間

前計画の計画期間は平成30年度から令和9年度の10年間としていたので、目標年度は前計画の目標年度である令和9年度とします。

4 ごみ排出量の実績

生活系ごみは令和2年度に減少に転じ、その後増減を繰り返しています。事業系ごみは平成29年度から令和2年度まで増加し、その後減少傾向にあります。

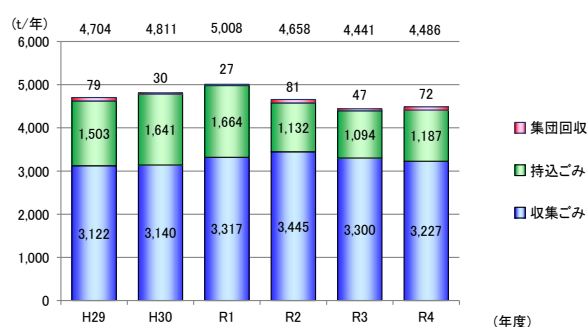


図-1 排出形態別排出量

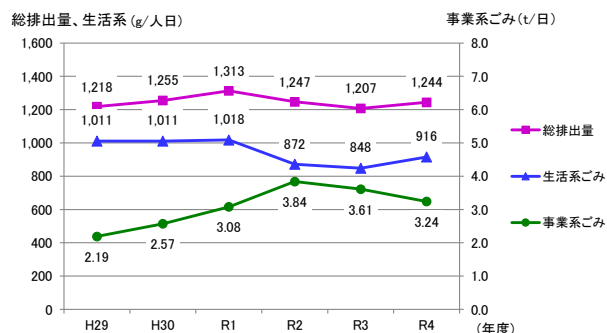


図-2 1人1日当たり排出量等

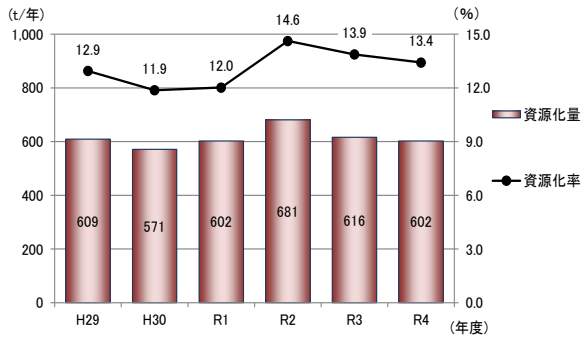


図-3 資源化量及び資源化率

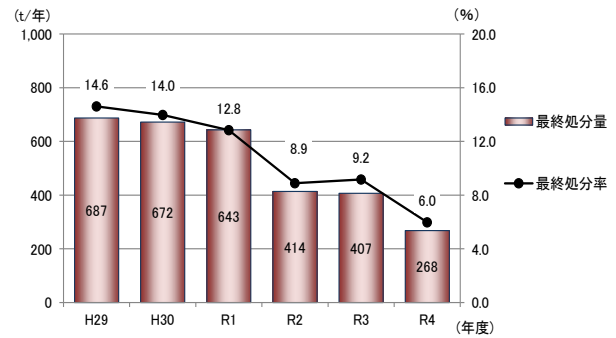


図-4 最終処分量及び最終処分率

5 基本方針

基本方針Ⅰ：4R（Refuse（発生回避）、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用））の積極的な取り組みとエコライフの実践

住民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、4Rに積極的に取り組み、一人ひとりが“ごみを出さない”“もったいない”という意識を持ったエコライフを実践します。また、住民が参加しやすく、取り組みやすい仕組みを構築します。

- 住民・事業者・行政がそれぞれの役割を分担し、連携して4Rに取り組みます。
- 生ごみの水切り、食べ残し削減のため、「おいしいふくい食べきり運動」を推進します。
- ごみを出さないエコライフについて広く知識を共有するため環境啓発を推進します。
- 収集条件を周知徹底し、分別意識の再徹底を行います。
- 雑がみ（新聞、雑誌、段ボール、紙パックを除く空き箱、包装紙、封筒など、資源化できる紙資源）の分別回収運動を推進します。
- 町内に資源ごみ回収ボックスを設置し、資源ごみを持ち込みやすい環境を構築します。

基本方針Ⅱ：安全で環境にやさしいごみ処理の推進

発生する環境負荷をできる限り軽減し、安全で安心な処理・処分の実施や施設の適正な維持管理に努めます。

- 効果的な分別収集方法を検討します。
- 環境負荷の少ないごみ処理を実施します。
- 安全で安心な処理・処分と施設の適正な維持管理を実施します。
- 広域処理体制の構築を推進します。

6 目標値

前計画の目標値の設定の考え方、ごみ排出量の状況を踏まえ、この度見直しする計画の目標値は、若狭地域循環型社会形成推進地域計画の目標値を目指すこととし、次のように設定します。

- 令和 9 年度 生活系ごみ（集団回収除く） : 3,062t/年以下
- 令和 9 年度 1人当たりの生活系ごみ（資源除く） : 273kg/人年以下
- 令和 9 年度 事業系ごみ : 621t/年以下
- 令和 9 年度 資源化率 : 13.8%

表-1 施策を実施することによる排出量等の見込み

		本計画 における 目標	高浜町 実績値	施策を実施すること による見込み	
		R9	R4	R6	R9
排出量(集団回収除く)	t/年	3,683	4,414	4,193	3,674
生活系ごみ(集団回収除く)	t/年	3,062	3,230	3,164	3,059
1人当たりの生活系ごみ (資源除く)	kg/人	273	272	269	267
事業系ごみ	t/年	621	1,184	1,029	615
1日当たりの事業系ごみ	t/日	-	3.24	2.82	1.68
集団回収	t/年	-	72	53	52
資源化率	%	13.8	13.4	13.6	14.5
最終処分量	t/年	346	268	255	230

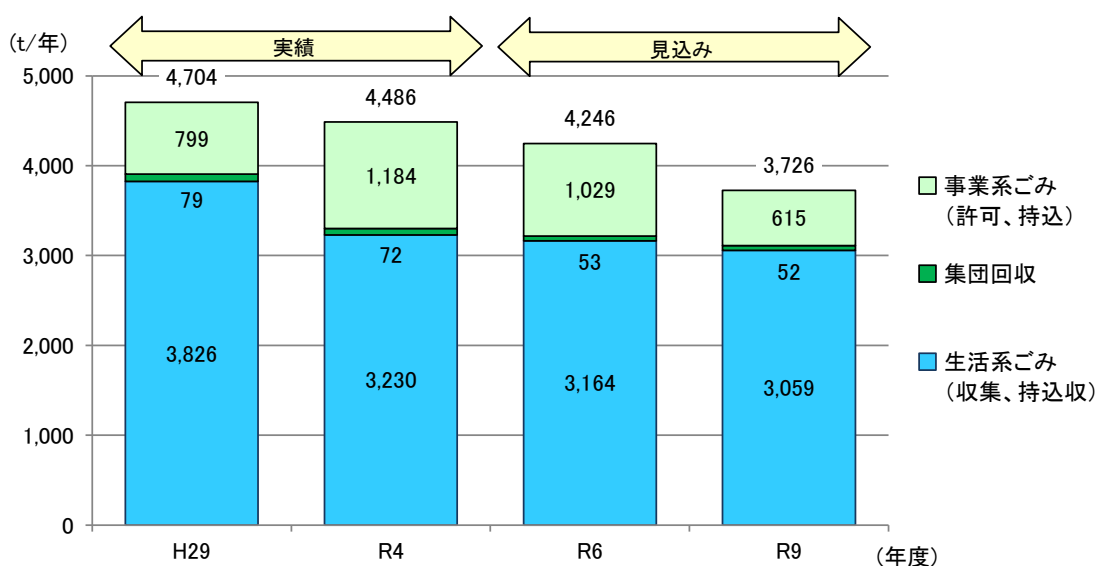


図-5 施策を実施することによる排出量の見込み

9 基本方針に基づく主な施策

住民、事業者、行政がそれぞれ取り組み、目標の達成を目指します。

分類	役割・特徴	
I：4Rの積極的な取り組みとエコライフの実践	住民	3M 運動への参加
		食品ロス及び生ごみの削減
		分別の徹底
		集団回収への協力
		ものを大切に作る仕組みの活用
		環境物品などの購入
	事業者	食品ロスの削減
		ごみ分別の徹底
		店頭回収やリサイクル BOX の設置
		紙類の減量化
		環境物品などの購入
		事業者間の協力
		食品残渣のリサイクル
	行政	適正な処理・処分の実施
		分別の徹底
		環境物品などの購入促進
		食品ロスの削減
		紙類の減量化及び資源化
		草木類の資源化
		小型家電回収の推進
		事業系ごみ抑制対策
		事業系ごみの適正処理の促進
		資源ごみの回収の促進
		環境教育の促進
		指定袋の価格見直し及び持込ごみの手数料の見直しの検討
		ごみ出し困難者に対する支援
	不法投棄対策	
プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック類の削減		
II：安全で環境にやさしいごみ処理の推進	行政	（1）効果的な分別収集方法の検討 ・収集運搬計画
		（2）安全で適正な処理・処分の実施 ・中間処理計画 ・最終処分計画 ・広域化の推進 ・災害廃棄物の処理